

格付5業種に申請する場合		
※ フラットファイルに綴らない書類は、許可番号を右上に記入		
※ 写しを提出する場合は、両面コピー可		
	書 類 名	注 意 点
<input type="checkbox"/>	No.10 ISO 9 0 0 0 S、ISO 1 4 0 0 0 Sエコアクション2.1 の認証取得を示す登録証の写し (和文表記の登録証を提出)	加点を希望する者のみ提出 (フラットファイルには綴らない) ※ISO 9 0 0 1、ISO 1 4 0 0 1については、 No.5「総合評定値通知書」においてISOの登録の有無が 「有」の場合は、提出不要 ※有効期限は切れてませんか。
<input type="checkbox"/>	No.11 障害者雇用状況報告書の写し (令和2年6月1日現在の状況)	法定雇用義務のある事業所はすべて提出 (フラットファイルには綴らない)
<input type="checkbox"/>	No.12 障害者手帳の写し、療育手帳の写し又は精神障害者 福祉手帳の写し及び在籍が確認できる書類の写し (年末調整・健康保険及び厚生年金保険に係る 標準報酬の決定通知する書面等)	法定雇用義務がない事業所で加点を希望する者のみ提出 (フラットファイルには綴らない)
<input type="checkbox"/>	No.13 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 (事業主通知書)の写し※提出は1枚でよい。	※「事業者番号」を確認できる書類であること フラットファイルNO.9の後ろに綴る
<input type="checkbox"/>	No.14 No.4「技術職員有資格者名簿」に記載のある技術職員 の保有資格の合格証明書の写し、免状の写しまたは 登録証の写し	別表「資格区分コード表」に記載されている申請業種 に係る資格のみ提出 ※ 技術士 は合格証の写しでは不可。 登録証の写し を提出
<input type="checkbox"/>	No.15 健康保険・厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書等 (船員保険含む)の写し又は監理技術者資格者証の写し等 ・個人事業者(従業員が4人以下)で適用除外の場合は、 「雇用保険被保険者証の写し」及び「賃金台帳の写し」を添付	※ 雇用の規模、技術者の常勤、新卒者雇用、若年者雇用、 不当要求防止責任者の確認書類 ※報酬月額が13万4千円未満の場合は、常勤の技術者として 認められません。
<input type="checkbox"/>	No.16 令和元年(平成31年)・2年に卒業した新卒者雇用に係る 「卒業証書の写し」又は「卒業証明書(写し可)」(1名分のみ)	加点を希望する者のみ提出 (フラットファイルには綴らない)
<input type="checkbox"/>	No.17 不当要求防止責任者講習受講修了書の写し ※講習年月日が平成29年6月1日～令和3年6月1日の間となっていること	加点を希望する者のみ提出 (フラットファイルには綴らない) ※講習年月日は期間内に受講していますか。
<input type="checkbox"/>	No.18 「協力雇用主登録書控えの写し」又は 「協力雇用主に関する証明書(写し可)」	加点を希望する者のみ提出 (フラットファイルには綴らない)
<input type="checkbox"/>	No.22 電子入札システムより出力される利用者情報	電子入札対応業者である場合

※このチェックシートは、提出書類の有無を確認した上で

にチェックマークを入れフラットファイルの一番上に綴ってください。

※提出書類の詳細については、「沖縄県建設工事入札参加資格審査申請書提出要領」p4(3)提出書類一覧表をご確認ください。

※提出書類の提出方法(フラットファイルへの綴り方)は「提出要領」p8をご参照ください。

※不明な点については、格付基準について「令和3・4年度建設工事入札参加資格審査及び等級格付け基準」に関する
Q&Aをご参照ください。

※フラットファイルへ綴らない書類(No.10,11,12,16,17,18)は、クリアファイルに入れて提出してください。